

# 令和6年度茨城県介護特定技能外国人マッチング支援事業業務委託仕様書

## 1 目的

特定技能外国人の受入れを希望する県内介護施設・事業所等（以下、「介護施設等」という。）と県内介護施設等で就労を希望する特定技能外国人を対象としたマッチング及び定着支援を行い、外国人介護人材の受入強化・加速化を図ることを目的とする。

## 2 業務内容

### (1) 事業説明会等による本事業の周知及び参加介護施設等の募集

- ・県内介護施設等を対象とした事業説明会を開催し、本事業の趣旨・目的に加え、事業の内容や具体的なスケジュール、外国人材（特定技能外国人）の受入れに必要な準備、費用負担等について説明すること。
- ・説明会の開催については、会場型、オンライン型いずれの方式での開催でも可とするが、説明会開催に必要な会場、機材等は受託者が手配・準備すること。
- ・本事業の対象となる介護施設等は、県内に所在する指定介護保険事業所のうち、特定技能外国人の受入対象となっている介護施設等とすること。
- ・事業内容及び説明会に係るチラシ等を作成・発送する等、可能な限り広く周知を行い、受入れ介護施設等の掘り起こしを図ること。

### (2) 外国人材（特定技能外国人）の募集及び県内介護施設等とのマッチング

- ・介護職種での特定技能試験に合格した特定技能外国人または近々合格する見込みのある外国人のうち、本県介護施設等への就労を希望する外国人材を募集し、上記（1）で募集した事業所とのマッチングを実施する。
- ・介護施設等の要望等に合わせた柔軟な人材紹介が可能となるよう、複数の国（インド、ネパール等を想定）からの送り出しを設定すること。
- ・特定技能外国人の募集にあたっては、（1）で募集した受入れを希望する介護施設等の雇用条件はもちろんのこと、本県及び介護施設等の所在地域の魅力等に係る発信・情報提供を十分に行うこと。
- ・募集する特定技能外国人については、海外で実施した試験か日本国内で実施した試験かを問わず、海外現地在住の外国人を対象とすること。
- ・募集する特定技能外国人の数は、介護施設等とのマッチングが成立する外国人数が30名程度とするが、就労期間中に、介護福祉士国家試験の受験を希望する者を優先する。また、目標数を上回る受入れ希望があった場合にも柔軟に対応すること。
- ・募集した特定技能外国人と、（1）で募集した県内介護施設等との間でマッチングを行うため、面接会を開催すること。
- ・面接会については、対面型、オンライン型のいずれの形式での開催でも可とするが、必要な会場、機材等は、受託者が手配・準備すること。
- ・面接会前に求人票作成方法、質問の仕方等に係る研修を実施すること。

### (3) マッチングの成立した介護特定技能外国人の入国までの支援や入国後の職場定着に関する支援

- ・マッチングの成立した特定技能外国人を対象に、入国前に、職場・地域定着支援に向けた事前研修を行うこと。
- ・マッチングの成立した県内介護施設等を対象に、特定技能外国人の受入れに際しての心構え等に関する研修や、受入れ予定者とのオンライン交流会等を行い、定着計画の策定等特定技能外国人の定着支援を実施すること。

- ・特定技能外国人向けの研修及び県内介護施設等を対象とした研修については、オンライン型での開催も可とするが、必要な会場、機材等は、受託者が手配・準備すること。
- ・特定技能外国人の受入れに際して、マッチングの成立した県内介護施設等に対し、受入れ機関に求められている義務的支援（※）を代行する登録支援機関を紹介すること。ただし、既に特定技能外国人の受入れ実績がある等の理由により、登録支援機関の代行または紹介が不要な場合を除く。

（※）義務的支援：事前ガイダンス、入国手続きに係る支援、入国時の空港等と事業所又は住居への送迎、住居確保・生活に必要な契約支援、生活オリエンテーション、公的手続きへの同行、日本語学習機会の提供、苦情・相談への対応、日本人との交流促進等）

#### （4）その他

- ・事業日程については、県と協議の上決定すること。
- ・特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチングに係る経費（現地面接会参加に係る費用やマッチング成立時における人材紹介料等）及び特定技能外国人の受入れに係る経費（入国手続きに係る書類作成費、渡航費、登録支援機関費用等）については、全て介護施設等が負担することを前提としていることから、その点を上記（1）の説明会において、誤認が生じないように明確に説明すること。
- ・本事業の状況視察等のため、本県職員が本事業における特定技能外国人の募集、研修等を行った機関等の視察を行う場合には、当該視察に協力すること。
- ・県が実施する「介護職種技能実習生日本語能力支援事業」において、介護福祉士国家試験受験合格に向けた日本語学習支援が実施されており、特定技能外国人も活用が可能である旨を、本事業の募集対象となる外国人材及び介護施設等に対し情報提供すること。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7（2025）年3月31日までとする。

### 4 完了報告

本事業完了後30日以内に、委託事業に係る業務完了報告書を作成し、甲に提出すること。なお、事業完了前であっても、業務の進捗等について適正に管理し業務を遂行するとともに、甲が求めた場合には必要な報告を行うこと。

### 5 その他

- （1）上記業務については、すべて県と十分に協議し、承認の上実施すること。
- （2）本件受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。
- （3）本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- （4）本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- （5）現地におけるサポート等、実施作業の一部について再委託を行う場合は、再委託の相手先毎に、相手方名及び再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載した文書を県に提出し、県の承認を得ること。